

相続税・贈与税

1. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度創設

- (1) 対象株式数の制限なし。納税猶予額は相続の場合でも相続税の全額。
- (2) 雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大。
- (3) 一定の要件を満たす納税猶予対象株式の譲渡等について経営環境の変化に対応した減免制度を創設。
- (4) 特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者でも相続時精算課税制度の適用が可能。

2. 小規模宅地等の特例の見直し

- (1) 持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から一定の者を除外。
- (2) 貸付事業用宅地等の範囲から相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等を除外。
- (3) 介護医療院に入所した被相続人の居住の用に供されていた宅地等の範囲。

3. その他

- (1) 同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し。
- (2) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し。

所得税

1. 個人所得課税の見直し

給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の見直しが行われ、それに伴い、所得控除についても調整される。平成32年以後の所得税について適用となる。

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の額が一律10万円引き下げ、給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限が195万円(現状:1,000万円超/上限220万円)に引き下げられる。(一定の場合を除く。)

(2) 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除を一律10万円引き下げ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5千円の上限が設けられる。また、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合にはさらに引き下げとなる。

平成30年度税制改正大綱(抜粋)



(3) 基礎控除の見直し

控除額を一律10万円引き上げ、合計所得金額が2,400万円を超える場合には控除額が遞減し、2,500万円を超える場合には基礎控除の適用はなくなる。

(4) 青色申告特別控除における控除額の引き下げ

電子申告など一定の要件を満たさない場合には控除額が55万円(改正前65万円)に引き下げとなる。

法人税

1. 所得拡大促進税制の改組

賃上げ及び人材投資に積極的に取り組む企業に対する当該税制措置が強化される。

- (1) 適用要件について「賃上げに関する要件」の簡素化等。
- (2) 教育訓練費が増加した企業について税額控除率の上乗せ。

2. 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

青色申告書を提出する法人で生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)の革新的データ活用計画(仮称)の認定を受けたものが、一定の設備の取得を行った場合に、特別償却又は税額控除が適用できる税制の創設。

3. 競争力強化のための税制措置

- (1) 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設。
- (2) 組織再編税制についての見直し。

4. 地方創生の実現

- (1) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の措置を2年延長。
- (2) 準地方活力向上地域とされた近畿圏中心部や中部圏中心部を移転型事業の対象地域とする等の見直しなど。

5. その他の租税特別措置等

- (1) 税務手続の電子化等の推進
- (2) 適用期限の延長(交際費等の損金不算入など)
- (3) 法人税における収益認識等について一定の改正

その他

1. 国際観光旅客税(仮称)の創設

2. 登録免許税・固定資産税・不動産取得税の見直しなど